

平成26年 第1回浜松市議会定例会
代表質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 丸井通晴

質問	答弁
<p>1 世界と「ツナグ」海外交流について</p> <p>昨年の2月議会において、国際交流の取り組みについて考えを伺った。その主旨は、これまでの国際交流を一旦整理し、本市の発展に資する戦略的な国際交流を図るべきという質問であった。答弁は、関係課の職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、これまでの都市間連携など国際化施策の検証を進め、今後の国際的な取り組みの方向性を示す国際戦略プランを策定し、戦略的に施策を推進していくとのことであった。この質問以降、市長は新たに昨年夏の台北市との観光交流協定締結や、今年に入って1月にタイ、ベトナム、マレーシアを歴訪し、企業の海外進出支援、観光交流、英語教育関連の要請などに赴いた。また今年の春には、市長がイタリアのボローニャ市を訪れ、ユネスコ創造都市ネットワーク(音楽分野)への加盟申請と音楽文化交流を目指していくために活動すると聞いている。しかしながら、企業の海外進出支援としている本年度からの新規事業である中小企業ビジネス展開支援事業はそのPR不足も否めない。そこで、平成26年度の施政方針の柱の一つである世界と「ツナグ」海外交流について、以下、考えを伺う。</p> <p>(1) ジェトロ(日本貿易振興機構)が本年4月に地域事務所(浜松貿易情報センター)を商工会議所内に開設することとなった。</p> <p>このジェトロと本市が連携し、事務所開設や、2年目を迎える海外ビジネス展開支援事業の周知を含め、産業振興にどのように取り組んでいくのか伺う。</p>	<p>鈴木市長</p> <p>(1)</p> <p>まず、1番目の1点目、2年目を迎える海外ビジネス展開支援事業の取組みについてでございます。本市では、平成25年度より、アセアンなど海外新興国の需要を取り込み、国内事業の活性化を図る意欲的な中小企業の海外ビジネス展開支援を行っております。こうした取組みをさらに強化するため、海外ビジネスの豊富な情報やノウハウを有する日本貿易振興機構、通称ジェトロの浜松貿易情報センターを誘致し、本年4月に浜松商工会議所会館内への開設が決定しております。このジェトロの持つ機能を十分に活用し、地域企業の海外進出のみならず、農産品、加工食品の輸出や海外見本市への出展、観光客の誘致につながる取組みなど、海外に向けた事業展開をイノベーション推進機</p>

質問	答弁
<p>(2) 昨年夏、本市と台北市との観光交流協定が締結された。私もその締結式に立ち会ったが、その締結以降、相互の観光客誘致などに関して、台北市への打診や、既に観光交流協定が締結されていた瀋陽市や杭州市を含め、今後どのように観光交流を図っていくのか伺う。併せて、静岡県も県知事を筆頭に台湾各都市との交流を図っているが、県との調整をどのようにしていくのか伺う。</p> <p>(3) これまで、音楽文化の交流としてのワルシャワ市や、音楽文化交流から姉妹都市としての交流</p>	<p>構、浜松商工会議所、JAなどと連携し、積極的に推進します。また、次年度におきましては、新規事業として、海外進出を目指す市内中小企業を支援する「アセアン地域サポートデスク」の設置や進出にあたって必要となるレンタルオフィスの賃料助成などを実施していく予定です。さらに、インドネシア及びベトナム両国の政府機関と連携協定を結び、現地でのビジネス展開が円滑に進むよう、環境の整備を行ってまいります。このほか、昨年12月「海外ビジネス展開支援に関する連携協定」を締結した3金融機関や関連支援機関と連携し、セミナーの開催、HPやメールマガジンを活用した情報発信により、市の取組みの一層の周知を図ります。今後におきましても、地域企業のニーズを的確に捉え、アジアを中心とする海外の成長市場の活力を浜松の成長に「ツナグ」ため、中小企業の海外進出や地場産品の販路開拓などを積極的に支援し、地域経済の活性化に努めていきます。</p> <p>(2) 次に2点目の、今後の観光交流の進め方についてお答えします。本市では、海外都市との交流による誘客拡大を図るため、これまで、瀋陽市、杭州市、台北市の3都市と観光を軸とした交流都市協定を結んでまいりました。台北市との観光交流協定締結の際には、私自ら航空会社をはじめ旅行エージェント、花卉やサイクリスト関係の団体などにセールス活動を行い、本年8月に開催する「浜松世界青少年音楽祭」への中学校の参加や台北市で最大級の花市場を運営する花卉団体の「浜名湖花博」視察などが決定いたしました。今後も、台湾からの観光誘客につきましては、「浜名湖のサイクリング」や「産業観光」など本市の特徴を活かし、現地メディアや旅行エージェントへの営業活動を継続的に取り組んでいく方針でありますので、静岡県台湾事務所の幅広いネットワークや情報についても積極的に活用してまいりたいと考えております。一方、中国につきましては、落ち込んでいた訪日客数も徐々に回復しており、昨年12月に伊藤副市長を瀋陽市、杭州市に派遣し、交流の継続と誘客の拡大について確認いたしました。その結果、両市からの「浜名湖花博」への訪問団派遣や瀋陽市からの職員派遣が決定するなどの成果を得ることができました。今後におきましても、引き続き企業視察や教育旅行の誘致などを進めていく方針であり、民間事業者や教育関係者などと連携し、幅広く、息の長い交流に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(3) 次に3点目、海外都市との音楽文化交流についてお答えいたします。姉妹都市でありますロチェスター市及び音楽文</p>

質問	答弁
<p>を因ってきたロチェスター市との交流が、近年その影が薄れてしまっていることは否めない。今後締結を模索しているボローニャ市との音楽文化交流に至ることをも含め、どのような交流を図っていくのか伺う。</p> <p>(4) 世界と「ツナグ」～世界と「ツナグ」未来を創造～のテーマにある各種の海外交流について、その後の国際戦略プランの策定状況を伺うとともに、戦略的な施策をどのように進めていくのか伺う。</p>	<p>化友好交流都市のワルシャワ市とは、これまで、合唱団やオーケストラの両市への派遣やショパン国際ピアノコンクール優勝者への「浜松賞」授与など、交流を継続してきております。ご質問のイタリアのボローニャ市は、200年余の歴史を誇る歌劇場や音楽院、歴史的にも貴重な楽器や文献を収める音楽博物館などを有し、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野加盟都市のリーダーとして、先導的役割を担っている音楽創造都市であります。ボローニャ市との交流を進めることは、世界的音楽イベントを通じた国際交流の推進や国際レベルでの人材の育成が期待されるとともに、本市がユネスコ音楽創造都市などの国際ネットワークの中で存在感を高め、世界に「音楽の都・浜松」をアピールする絶好の機会になるものと考えます。本年8月に開催する「浜松世界青少年音楽祭」には、ワルシャワ市とボローニャ市の合唱団が参加を予定しております。今後もこうした国際イベントや音楽院等の教育機関を通じた人的交流を進めるとともに、世界的評価をいただいている浜松市楽器博物館を活用した新たな交流など、世界と浜松市をつなぐ国際交流をより一層推進してまいります。</p> <p>(4) 次)に4点目、国際戦略プランの策定状況と施策の展開についてお答えいたします。はじめに、国際戦略プランの策定状況ですが、関係する4部8課の課長及び担当職員を中心に議論を重ね、企業の国際部門の方や大学の留学生担当との意見交換なども行うなかで素案を作成しました。また、1月から2月にかけてパブリック・コメントを実施し、市民の皆様のご意見を伺いました。今後、その結果を議会に報告するとともに、市の考え方を公表してまいります。次に戦略的な施策の展開ですが、このプランで重点分野としている、産業、観光、音楽文化については、ただいまご質問にお答えしたところです。このような本市の特徴や強みを生かして海外諸都市との交流や連携による国際展開を進めてまいります。また、推進体制として横断的な庁内会議を設置し、各分野の連携による効果的な施策の推進を図ってまいります。本年6月には、自治体の国際戦略をテーマにアジア太平洋地域の主要都市や国際機関が参加する国際会議を浜松で開催します。この会議は本市が提唱し、UCLG-ASPACの執行理事会に併せて行うものです。このような機会を通して、海外諸都市との連携強化や、シティプロモーションを積極的に進め、施策展開につなげていきたいと思っております。</p>

質問	答弁
<p>2 大規模災害への取り組みについて</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本の大震災から、早くも 3 年が経過しようとしているが、まだまだ被災地の復興は進んでいないようである。本市からも復旧支援のため現在も大船渡市へ職員を派遣しているところであるが、派遣されている職員の頑張りに敬意を表するところである。一方、本市はこの大震災の教訓から、大津波対策として県と連携して防潮堤の整備や、避難マウンド、避難タワーの建設、避難場所確保などの対策に取り組んでおり、対象地域の住民からは一日も早い事業の完遂が望まれている。さらに、全市 7 区ごとの区版避難行動計画の全戸配布を初めとして、平成 26 年度予算案では災害時要援護者支援システム導入事業に取り組むこととしている。大規模災害は大地震のみならず、昨今の天候異常からか、集中豪雨や大型台風の襲来による水害、土砂崩れなども発生しており、さらには本市の水窪地区の孤立集落もあった 2 月上中旬の大雪による交通遮断、雪害事故、物流の混乱と市民生活や企業の操業に大きく影響する事象も大規模災害といえる。そこで、本市として、大地震と大津波への備えと、大規模災害への方策について、以下、伺う。</p> <p>(1) 先日、防潮堤整備促進の機運を市内全域で盛り上げるために、市民組織として「(仮称)みんなで作ろう防潮堤市民の会」が 4 月初旬に発足し、オール浜松の態勢で防災・減災意識の啓発などを進めていくと報道された。設立までに発起人会を発足し、約 50 団体に声かけするということであるが、どのような団体が含まれるのか。また、この会の趣旨とその運営についてどのように考え、市全体に対してのアピールをどのようにしていくのか伺う。</p>	<p>鈴木市長</p> <p>(1) ご質問の 2 番目の 1 点目、防潮堤整備促進の市民組織についてお答えいたします。防潮堤整備につきましては、今年度の試験施工に続いて新年度からは、本体施工が着手され、いよいよ工事が本格化してまいります。本市にとりまして、防潮堤の整備事業は、沿岸部から山間部に至るまで一体となって、市民の尊い生命と大切な財産を守る活動であり、ひとつの浜松を象徴する大きな取り組みであります。特に、沿岸域にお住まいの市民の皆様からは、一日も早い完成が強く望まれています。事業を着実に進めていくためには、全市に防潮堤整備推進の機運を醸成していくことが重要と考えます。こうしたなかで、今般、浜松市自治会連合会、浜松市教育委員会、浜松市 PTA 連絡協議会、浜松商工会議所、浜松市内商工会連絡協議会等にご協力をいただき、市民組織「(仮称)みんなで作ろう防潮堤市民の会」が設立される運びとなりました。市民の会は、市民団体や経済団体など約 50 団体で構成され、全区において、参加者の多いイベント等での PR 活動や講演会等を開催すること</p>

質問	答弁
<p>(2) 昨年4月、東日本大震災を教訓に、災害発生時における市民の避難への意識を高めるために、全戸に区版避難行動計画を配布したが、意識の浸透を図るためには、計画への理解が必要と考える。そこで、市民の理解がどの程度進んでいるのか伺う。</p> <p>(3) 大規模災害時には、被害も広域となり、他都市から多くの避難者を受け入れたり、そのための物資供給などが必要となってくるが、その取り組み状況について伺う。</p> <p>(4) 川勝県知事は 17.5kmの防潮堤を整備するには、一条工務店からの寄付金 300 億円の範囲内で基礎的な部分は造るが、付帯工事を含めると総額 450 億円から 500 億円程度になるとの見通しを示したが、付帯工事とはどのようなものか、その具体的な内容について伺う。</p>	<p>で、防潮堤の建設意義や必要性、減災効果などについて、全市に向けた啓発、浸透を図っていくことを目指しております。</p> <p>山名危機管理監 (2)(3)(4)</p> <p>次に、ご質問の2番目の2点目、区版避難行動計画についてお答えいたします。区版避難行動計画は、市民の皆様に理解を深めていただくことを目指して、これまでに 490 団体、延べ 4,257 人に対して、出前講座や研修会を実施しています。こうしたなかで、昨年の市民アンケート調査では、区版避難行動計画を「知っている」が市全体で 61.1%、年代別では 20～30 歳の若い世代の認知度が低く、区別では津波被害が想定される西区、南区で高い結果になっています。来年度におきましては、第4次地震被害想定第2次報告を踏まえた避難所などの変更情報のお知らせを作成し、全世帯への配布も予定していることから、市民の皆様を理解を一層進めるためには、まだ一定の時間を要するものと思われまます。このため、今後は、地域や年代による認知度の差を埋めることに重点を置くなど、説明方法に工夫を加えながら周知活動に取り組んでまいります。次に、3点目の広域的な避難や物資供給などの取り組み状況についてお答えいたします。第4次地震被害想定では、富士山火山災害や原子力災害に備えた災害対応のシナリオが示されており、こうした広域かつ大規模な災害時の避難所や物資の供給などへの対応が課題として浮き彫りとなりました。市外からの避難者の受け入れは、本市にとりましても大きな課題となりますが、こうした状況に対応するため、現在進めている指定避難所の見直し作業の中で、被災地からの避難者の受け入れなども想定した予備避難所の確保について検討しているところです。本市といたしましても、あらゆる有事を想定し、県や周辺自治体と連携のもと、できる限りの対策を講じてまいりたいと考えております。また、災害時の物資の供給につきましては、他都市からの大量の支援物資の受け入れや仕分けなどに対応できる活動拠点の確保が必要不可欠となります。こうしたことから、広域災害時にも十分対応できる活動拠点の新たな確保に向けて、既存施設の活用や民間物流施設の協力も視野に入れるなかで、調査検討を行ってまいります。次に、4点目の防潮堤整備に伴う付帯工事についてお答えいたします。防潮堤整備について、県では試験施工の実施に合わせて、学識経験者・地元関係者・行政関係者等による各種検討組織を設置し、整備内容等を検討しています。そのうち植栽計画検討会では、植栽の樹種やパターンなどを、自然環境検討委員会では自然環境へ</p>

質問	答弁
<p>(5) 4月から防潮堤の本格的な工事が始まってくるが、阿蔵山からの土砂運搬は、毎日最大約300台のダンプトラックで輸送するようである。ダンプトラックの通行する地域の交通安全対策は万全か伺う。</p> <p>3 行財政改革について 昨年12月に、市長の諮問機関である第4次行財政改革推進会議(行革審)から2年間の任</p>	<p>の配慮等が検討されています。また、各委員会での意見は、防潮堤完成後の利活用や維持管理の形態などを検討する景観デザイン検討委員会に集約され参考とされることになっています。一方、防潮堤整備について、市では自治会連合会、浜松商工会議所とともに、県に対し南海トラフの巨大地震に伴う大規模津波への対応や平時における景観への配慮、散策やスポーツなどの憩いの提供など、市民に親しまれる複合型の施設を要望し、景観デザイン検討委員会においても、こうした付帯工事についての報告・検討が行われています。ご質問の付帯工事につきましては、既に本市が行なっている土砂の確保等に伴う事業もございますが、防潮堤本体の施工に伴う具体的な事業内容については、今後、景観デザイン検討委員会のなかで、明らかになるものと考えています。</p> <p>倉田土木部長 (5) 次に、ご質問の2番目の5点目、阿蔵山からの土砂運搬経路にあたる地域の交通安全対策についてお答えします。今年度の防潮堤築造に伴う土砂運搬は、今年度末までを試験運搬期間として、天竜区の阿蔵山から遠州灘海岸まで運搬しております。土砂運搬経路は、天竜川右岸堤防道路や歩道と車道が分離されている国道1号などの安全な道路を選定いたしました。経路の決定には、所轄警察署と協議し、経路にあたる地元自治会等関係者に安全対策も含め説明し、ご理解とご協力をいただいたところです。来年度からは本格的に防潮堤築造が始まり、年間で約40万立方メートルの土砂を阿蔵山から運搬してまいります。土砂運搬に際しましては、試験運搬期間と同様に運行ルートを定め、混雑する朝の通勤時間帯や児童、生徒の通学時間帯を避けるとともに、午後には、通学路などの主要な交差点に安全誘導員を配置してまいります。さらに、運転手には安全運転教育を徹底するとともに、定期的なパトロールを実施し、運搬経路の安全確認を行ってまいります。本市といたしましては、防潮堤が早期に完成し津波に対する減災効果を発揮させるため、円滑な土砂運搬を行えるよう運搬経路にあたる自治会等との調整に努め、交通安全対策を実施してまいります。</p> <p>鈴木市長 次に、ご質問の3番目の行財政改革についてお答えします。私のマニフェストの8つの戦略の一つである「行革を進め、自立した市政運営を行います」を実現するためには、市</p>

質問	答弁
<p>期における行財政改革に関する検討結果の最終答申書が提出された。これまで、市長をリーダーとする行財政改革に対する取り組みは、第1次から第3次までの行革審の答申と、それを踏まえて市として実践に取り組んできたところである。その結果、中期財政計画の最終年度である平成26年度末に総市債残高5000億円未満の目標が、26年度末見込みで総市債残高4950億円と予算案にも提起されているとおり、着実に行財政改革が実践されてきたと考えている。これまで市民クラブは、終始一貫して行財政改革を推進し、次世代にツケを回すことのない市政運営を訴えてきたところであり、今後も今回の第4次行革審の答申への実践を注意深く見守っていく考えである。そこで、市長任期の最終年度を迎える次年度、「やります！」の意気を貫き、今回の最終答申にどのように取り組んでいくのか伺う。</p> <p>4 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入と本市の課題について</p> <p>マイナンバー制度は、複数の行政機関に存在する特定の個人の情報が、同一人の情報であることを確認するための社会的な基盤であり、社会保障や税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために整備するものと理解している。平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律や関連法律の整備法、地方公共団体情報システム機構法、内閣法等の一部を改正する法律が成立し、今後、平成27年に国民一人ひとりにマイナンバーが付与され、平成28年から年金などの社会保障や、税務さらには災害対策の分野において、マイナンバーの利用が開始される予定となっている。そこで、国においては、マイナンバー制度を導入するため、政省令などの整備や、特定個人情報保護委員会の設置、情報保護評価指針の作成、マイナンバー制度の周知・広報、システム構築など平成28年の個人番号カード交付や利用開始に向けた準備を</p>	<p>民目線や経営の視点でのチェックや提言が必要です。この役割を、行財政改革推進審議会に担っていただいております。答申の多くを、行政経営計画や事業見直しに反映することで、行財政改革を着実に進めることができました。また、行革審の考え方は、職員が日々の業務で課題を発見し、自発的な改革に取り組むための「気付き」のツールとなっております。行財政改革を推進するための原動力となっております。平成25年12月にいただいた第4次行革審の最終答申では、行政経営計画でのPDCAの見直しや外郭団体への関与、資産経営の分野などについて提言をいただきました。これらの提言につきましては、真摯に受け止め、達成の可否を十分精査した上で、行政経営計画に反映させてまいります。今後におきましても、「長期楽観・短期悲観」の視点により、行財政改革への不断の取り組みを進め、自立した持続可能な都市経営の実現に向け、果敢に挑戦してまいります。</p>

質問	答弁
<p>進めていると聞いているが、マイナンバー制度の導入に当たってどのように対応していくのか、以下、伺う。</p> <p>(1) マイナンバー制度の導入によって、市民生活にどのような影響があるのか。また、制度の周知はどのように考えているのか伺う。</p> <p>(2) マイナンバー制度は、社会保障や税、災害対策と、市の業務としても多くの課が関わるものであり、その対応などについて組織横断的な取り組みが必要になると考える。また、関係条例の改正など、制度面の整備も必要と思われる。マイナンバー制度に対応するため、市としては既に推進体制を整備していると聞いているが、その状況について伺う。</p> <p>(3) こうした大きな制度改正が行われるとなると、本市の情報システムにも大規模な改修が必要になると思うが、どのように対応するのか伺う。</p>	<p>寺田企画調整部長</p> <p>(1)(2)</p> <p>次に、ご質問の4番目の1点目、マイナンバー制度導入による市民への影響についてお答えします。マイナンバーは、社会保障や税、災害対策の分野に限り利用できるとされています。市民の皆様がこの分野に関する申請や申告などの手続きをしようとするときに、住民票や税の証明書などの添付書類が省略されることになるため、複数の行政機関や窓口を回って、このような書類を入手する必要がなくなり、市民の皆様の負担が軽減されます。マイナンバーの市民の皆様への周知につきましては、国におきまして来年度から、ポスターやチラシ、コールセンターの設置などの準備を進めると聞いております。市といたしましても、このような国の取り組みに連携してまいります。次に2点目の市の対応状況についてお答えします。マイナンバー制度の影響を受ける市役所の業務は多岐に亘り、関係課は多数となりますので、全庁的な対応が必要となります。このため、昨年8月に、行政経営課に番号制度グループを新設し、また、9月には「番号制度推進会議」を設置し、この会議のもとに、各分野について専門的に検討するプロジェクトチームを組織しました。プロジェクトチームでは、既に、国から示された案などに基づいた事務の調査を完了しており、現在、課題の洗い出しや対応を検討しております。今後、正式な通知等を待って調査結果の修正を行うとともに、マイナンバー導入に伴い必要となる新たな条例や既存条例の改正などにつきましても、検討を進めてまいります。また、個人情報の保護は、とりわけ重要な課題ですので、番号法に規定されている特定個人情報保護評価を実施するため、国から示される指針等に基づき、要綱等を整備してまいります。今後も、国において現在策定中である政省令や指針、要綱などの最新情報の入手に努めるとともに、他の政令市などと情報交換を行うほか、「番号制度推進会議」を中心に、着実な準備を進めてまいります。</p> <p>(3)</p> <p>次に、3点目のシステムの対応についてお答えします。マイナンバーの導入に伴い、本市の情報システムには、2つの対応が求められています。まず1つ目は、国の機関や他の自治体などとの連携です。番号法により、平成29年7月からは情報ネットワークを利用した情報の連携が義務付けられていますので、国が示すガイドラインに基づき必要な設備を整備してまいります。2つ目は、庁内の情報システムの対応です。庁内には、住民基本台帳に関するシステムや</p>

質問	答弁
<p>5 教育長の所信について</p> <p>昨年 12 月に高木教育長が退任し、新たに児玉教育長が就任した。高木前教育長は在任中「心の耕し」をキーワードに数々の教育方針を実践してきた。今現在、教育界を取り巻く情勢は、県からの権限移譲や学力向上施策、国の教育委員会見直し論など、将来へ向けての課題も多く、本市における学校現場を取り巻く情勢についても、様々な課題が山積している。児玉教育長は、市内多くの学校現場での教育、また、校長として学校経営にも携わり、経験豊富であり、その任期は高木前教育長の残任期間とはいいつつも、その後を継いで学校教育に取り組む熱意は前教育長に引けをとらないであろうと考えている。そこで、多くの課題を抱えている本市の教育にかける児玉教育長の所信について伺う。</p> <p>6 はまホール廃止に伴う課題について</p> <p>昨年 11 月、浜松市教育文化会館(はまホール)が老朽化や耐震の関係で、平成 26 年度末をもって廃止したい旨の提案があった。それを</p>	<p>税・福祉など多くの情報システムがありますが、このうち番号法への対応や情報連携が必要なシステムには、新たな機能が追加となります。また、マイナンバー導入後、様々な制度改正はマイナンバーの利用を前提に進められ、情報システムは、今後も、これらへの対応が必要となります。こうしたことを踏まえ、既存システムの改修と、ホストコンピュータを廃止した新たなシステムの導入とを比較検討した結果、経費の削減や業務改善にもつながる新たなシステムを導入することといたしました。今回の取り組みは、各分野にまたがる大規模なものとなりますので、先に述べました「番号制度推進会議」のもと、全庁的な取り組みとして準備を進めてまいります。</p> <p>児玉教育長</p> <p>次に、ご質問の5番目の教育長の所信についてお答えいたします。私は就任にあたって、昨年の教職員による不祥事等により失われた教育への信頼回復が、第一の責務であると考えました。そこで、1月の校長会で、「平成26年を信頼回復元年とする」と宣言し、「初心に立ち戻り、今の自分を振り返り、不祥事を根絶しよう」と、全教職員に発信しました。高木前教育長が推進した「発達支援教育の理念」を根幹とした、第2次教育総合計画を進め、平成26年度の取り組みでは、質の高まりを目指してまいります。その中で、教職員全員が信頼回復に向けた姿を子どもや保護者に見せていきます。特に、「いじめのない集団・学んだ知識を使える学力へと高める授業・子どもの声に耳を傾ける教職員・子どもの命を安心して預けられる園、学校」という姿で見えるよう努めて参ります。教育という営みは、子ども一人一人に思いやりの心と正しい判断力を育て、生涯に渡って生き抜いていく力を付けていくことであると考えます。そのためには、家庭と学校が両輪となり、子どもの学びと育ちを支援していくことが重要です。加えて、地域との連携を深め、地域の教育力を生かし、ふるさと浜松を心の拠り所として、地域に役立つ人づくりをしていく覚悟でございます。</p>

質問	答弁
<p>受けて 11 月議会においてこの件についての論議もあったが、その後、はまホールを利用している多くの市民や教育関係者、各種文化団体から意見や要望が多く寄せられ、署名活動も現在続いているところであり、2月 12 日には吹奏楽関係者から、市長と議長に要望書が提出されたと報道されていた。</p> <p>私や身内も音楽や文化関係団体に多少縁があることから、私のところにも多くの意見や要望が寄せられている。また、2月 26 日に開催された中区協議会でも、廃止見直しの声が多くあったと報道された。</p> <p>要望書の趣旨は御案内のとおりであるが、市民や文化団体の中には、海外や札幌市との音楽文化交流や、国の内外を問わない大きな音楽イベントも必要であるが、真の音楽の都浜松を目指すのであれば、底辺の活動にもっと目を向けて欲しいという意見もある。脚下照顧、足元を見詰めた市民の音楽文化活動に意を尽くすことも主眼に、私自身もこの件に関して市としての動きを注意深く見守っているところである。</p> <p>そこで、このはまホール廃止案についての市民の思いをどのようにしていくのか、以下、考えを伺う。</p> <p>(1) 多くの市民や教育関係者、文化団体の意見や要望をどのように受け止めているか伺う。</p> <p>(2) 音楽の都という浜松市の象徴の一つであるはまホールの廃止と、将来展望についての考えを伺う。</p>	<p>鈴木市長 (1)(2)</p> <p>次に、ご質問の6番目の1点目、はまホールについて市民からのご意見等をどのように受け止めているかについてお答えいたします。はまホールにつきましては、市長へのご意見箱等を通じて、市民の皆様から様々なご意見が寄せられています。さらに、2月12日には、静岡県高等学校吹奏楽連盟をはじめとした教育関係団体等や浜松市民バンド協議会からの要望書もいただきました。いただいたご意見やご要望を通し、はまホールが浜松の成長のシンボリック的存在であると共に、市民の皆様の思い出多き施設であり、これまで果たしてきた役割の大きさを改めて感じているところです。</p> <p>次に、2点目のはまホールの廃止と将来展望についてですが、はまホールは建設から52年が経過し、外壁や屋根、空調設備等の老朽化の進行に加え、耐震性や、つり天井に課題を抱えております。こうしたことから、利用者の安全安心を第一と考え、閉館の判断に至りました。閉館後の展望につきましては、市民の皆様から様々なご意見が表明されていることを踏まえ、既存施設の利用状況や、改修整備する施設の利用実態等を検証し、はまホールのあり方について、建替え、新設を含めて改めて検討してまいりたいと考え</p>

質問	答弁
<p>(3) はまホール廃止に伴い、ホールの代替案以外に、他の施設へ練習室や楽器保管庫を整備する費用が、次年度予算案に約 7200 万円が計上されている。練習室の広さや、ピアノ設置の有無、防音設備などについて、はまホールを利用している各種団体からの意見を聞きつつ施行すべきと考えるがどうか。併せて、アクトを含めたホールや練習室の利用料金体系をどのように考えていくのか伺う。</p>	<p>ております。</p> <p>村木文化振興担当部長 (3)</p> <p>次に、ご質問の6番目の3点目、はまホールにおける利用者意見の反映と利用料金体系についてお答えいたします。練習室につきましては、既存施設の会議室等を、音楽やダンス等の練習が可能なように、防音改修し、鏡やフローリング床の設置を行うとともに、楽器保管庫を整備する等、はまホールの持つ機能を確保してまいりたいと考えております。一層使いやすい施設とするためには、ご指摘のように、利用される皆様のご意見を反映させることが大切と考えますので、ご意見を伺う機会を設け、可能な限り、取り入れてまいりたいと考えております。また、アクトシティ浜松をはじめとする既存のホールや練習室の利用料につきましては、ご意見を踏まえ、負担軽減策等を十分に検討してまいります。</p>